

長淵地区防災計画

第1部 総則	P2
第2部 災害予防計画	P4
第3部 震災応急対策計画	P8
第4部 風水害等応急対策計画	P12
第5部 青梅市との災害協定一覧(第二支会管内)	P16
別表、資料	P18

平成29年5月
長淵地区防災対策委員会
青梅市自治会連合会第二支会

平成29年7月改訂

第1部 総則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、青梅市地域防災計画にもとづき、長淵地区防災対策委員会、第二支会、管内各連合自治会および関係団体が、青梅市等と連携し災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害からの被害について、それを最小限にとどめる事を目的とする。

(2) 計画の構成

この計画は、次の4部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

(3) 計画の前提

この計画は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」（東北地方太平洋沖地震）および近年発生した土砂災害などの教訓を反映するものとする。

(4) 計画の修正 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

(5) 組織図（各連合においても組織する）

災害発生時の応急活動を迅速にかつ効果的に行うため別表1の防災組織を編成する。

(6) 防災組織の役割分担（各連合においても同様な対応を図る）

平常時及び災害発生時における防災組織の任務分担は、別表2のとおりとする。

2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
長淵地区防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none">・青梅市長淵地区対策本部との連絡調整に関する事・長淵地区防災対策委員会の運営に関する事。・被害に関する情報の収集、伝達に関する事。・各連合および自治会との情報連絡に関する事。
第二支会 および各連合自治会	<ul style="list-style-type: none">・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関する事。・各連合および自治会との連絡調整に関する事・避難誘導に関する事。・避難所の開設および運営に関する事。・避難行動要支援に関する事。

機 関 名	業 務 の 大 綱
長淵市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市地区対策本部に関する事、 ・青梅市災害対策本部との連絡調整に関する事。 ・避難所の開設および運営に関する事。 ・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関する事。 ・避難行動要支援に関する事。
消防団第二分団	<ul style="list-style-type: none"> ・水火災の防ぎよに関する事。 ・人命の救助および救護に関する事。 ・避難勧告等の伝達および避難誘導に関する事。 ・その他消防および水防に関する事。
まとい会調布支部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の収集および応急措置に関する事。 ・消防団員の活動に対する支援に関する事。
管内駐在所	<ul style="list-style-type: none"> ・被害実態の把握と各種情報の収集に関する事。 ・被災者の避難・誘導に関する事。 ・交通の規制に関する事。
交通安全協会第二支部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の安全と秩序の維持に関する事。 ・交通の誘導の補助に関する事。 ・住民の避難・誘導に関する事。
西東京農協調布支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害における応急対策の協力に関する事。
地域防災士	<ul style="list-style-type: none"> ・長淵地区防災対策委員会と連携しその業務にあたる。
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援に関する事。
女性防火防災の会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者の安否確認に関する事。 ・避難所の開設・運営に関する事。 ・避難民に対する炊き出しに関する事。
市立第二、友田小学校および市立第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の避難・誘導および安全教育に関する事 ・避難所の開設・運営に関する事。

3 長淵地区の概要

本地域は西南に高く東北に向かい低くなり、また丘陵部は多く平坦部は少なく、その形状は多摩川流域に沿って東西に長く南北に短くなっており、面積は約10キロ平方メートルで、多摩川の右岸を占める駒木町、上長淵、下長淵、友田町、流域を隔て左岸に位置する千ヶ瀬町の5地区からなっている。管内の多摩川の支流は数筋あり、清美川は駒木町喜代沢で、鳶巣川は下長淵で、大荷田川（大仁田川）は友田町方砂で多摩川にそれぞれ合流している。なお、多摩川における国土交通省が示した、多摩川浸水想定区域に友田町1丁目が指定されている。

第2部 災害予防計画

1 災害に強い長淵地区づくり

(1) 震災に強い地域づくり

ア 建物の耐震化

長淵地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用および税制優遇措置を周知して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図るための支援をする。

イ 市内耐震化率

(ア) 一般住宅 42,213棟

平成26年現在 戸建 40,485棟 77.5%

集合住宅 1,728棟 96.2%

(イ) 市営住宅

平成26年9月 57.7%

(ウ) 市所有建築物

平成25年度末 77.1%

ウ 地区内公共施設等の耐震化の状況 (平成28年4月1日現在)

施設名	構造	建築年次	耐震性の有無
長淵市民センター本館	鉄筋コンクリート造	S52.4	必要なし(診断)
同 体育館	鉄筋コンクリート造	S52.4	補強工事完了
市立第二小学校校舎	鉄筋コンクリート造	2011	新耐震基準対応済
同 屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2014	新耐震基準対応済
市立友田小学校校舎	鉄筋コンクリート造	1977	補強工事完了
同 屋内運動場	鉄筋コンクリート造	1977	補強工事完了
市立第二中学校校舎	鉄筋コンクリート造	1970	補強工事完了
同 屋内運動場	鉄筋コンクリート造	1984	新耐震基準対応済
駒木町自治会館	鉄筋コンクリート造2階建	S52.10	必要なし(診断)
上長淵自治会館	鉄筋コンクリート造2階建	H9.2	新耐震基準対応済
下長淵自治会館	鉄筋コンクリート造2階建	S55.10	耐震化非該当(未診断)
下長淵第2第4自治会館	鉄骨造2階建	H9.11	新耐震基準対応済
友田町自治会館	鉄筋コンクリート造平屋建	S49.4	耐震化非該当(未診断)
千ヶ瀬町自治会館	鉄骨プレハブ造2階建	H11	耐震化非該当(未診断)

エ 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下防止対策を推進し、負傷者を減少させ負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出。救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

オ 防災訓練の参加（各連合自治会対応）

第二支会における防災訓練は、以前より各連合自治会において実施してきており今後も引き続き実施するとし、なお一層の地域住民、自主防災組織および青梅消防署長淵出張所等と緊密な協力体制を確立する。また防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すと共に内容の充実を図る。

(2) 風水害に強い地域づくり

ア 土砂災害対策の推進土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(平成26年9月現在、単位：箇所数)

町 丁 名	急 傾 斜 地		土 石 流	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
駒木町1丁目	8	8		
駒木町2丁目	17	17		
駒木町3丁目	8	8		
長淵1丁目	9	9	2	2
長淵2丁目	11	10	8	4
長淵3丁目	3	3		
長淵4丁目	3	3		
長淵5丁目	24	23	8	7
長淵6丁目	2	2		
長淵7丁目	8	8		
長淵8丁目	11	9	4	4
長淵9丁目	15	13	17	16
友田町1丁目	15	15	11	9
友田町2丁目	6	6	2	2
友田町3丁目	2	2		
友田町4丁目	4	4	2	2
友田町5丁目	9	9	3	3

千ヶ瀬町1丁目	3	3		
千ヶ瀬町2丁目	2	2		
千ヶ瀬町3丁目	2	2		
千ヶ瀬町4丁目	1	1		
千ヶ瀬町5丁目	4	3		
千ヶ瀬町6丁目	2	2		
計	169	162	69	61

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関しては、警戒区域ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について事前に定めておく。

ウ 浸水対策の推進

長淵地区には、多摩川、清見川、鳶巣川および大荷田川があるが、特に多摩川における友田町1丁目の一部が、多摩川浸水想定地域に該当しているため、適切な対応をするよう心がけておく必要がある。

2 避難行動要支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは隣近所や地域の方の助け合いです。このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を設けて登録を行っている。

長淵地区においても、登録者に対し普段からの見守り、安否確認などの支援を行うために、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

3 地域にある消火栓、消火栓器具箱 消火器の設置場所の確認

市では、火災等が発生した場合に、いち早くその対応にあたるため、市内各所に消火栓などを設置しており、地域および市民は、平素よりその場所を認識しておく必要がある。

4 災害対策用物資の備蓄

市では、立川断層帯地震における最大避難所生活者数（14,791人）を基準値とし、都と連携して発災後3日分の物資の確保に努めるとしており、長淵地区においても次の場所に備蓄品が保管してある。

鍵については、各施設が保持している。（センター倉庫は、防災課でも保持している）

備 蓄 食 料					
カンパン・ビスケット類		アルファ化米			
		五目ご飯	白飯	しそわかめ	
60食		350食	350食	350食	
備 蓄 物 資					
ポリタンク 20L	ポリタンク (20L) 折りたたみ	簡易組み立て トイレ(基)	防災シート (枚)	ブルーシート (枚)	毛布(枚)
16	30	3	10	30	100
寄託毛布(枚)		寄託毛布自治会分(枚)	トイレ(枚)	Pテント	日赤配備テント
100		80	4,500	3	1
水 防 備 蓄 物 資					
土のう袋(袋)	シート(m ³)	鉄線(kg)	解縄(わら縄)m	ロープ(m)	
2,200	600	500	1,000	100	
スコップ(丁)	つるはし(丁)	カッター(丁)	一輪車(台)	竹み(丁)	
12	10	3	1	10	

	カンパン・ビスケット類	保管場所
第二中学校	1,140食	A棟2階資料室
第二小学校	1,920食	防災倉庫
友田小学校	1,000食	2Fのほほん教室

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制 *** 青梅市地域防災計画 第2部 第5章 第4節1 1-4各体制**

(1) 長淵地区自主防災本部 (市地区対策本部は別にセンターに設置される)

ア 本部の設置 (長淵市民センター青梅市長淵6-492-1 Tel 22-3249)

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」発せられた場合には、本部長を長淵地区防災委員会会長とし、長淵市民センター内に「長淵地区自主防災対策本部」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部(市役所)にその旨を連絡する。

なお、地震に関する本部の設置については、原則として連絡を待つことなく各委員は、自主的に市民センターに参集する。

イ 本部の組織 *** 青梅消防団第二分団は、正副分団長において別に消防団警戒本部を設置する。**

本部は、長淵地区防災委員会の次の委員および別表1の職務をもって構成する。

第二支会長他各連合自治会長、まとい会支部長、交通安全協会第二支部長、防災士、長淵市民センター職員、その他状況に応じて必要な要員。

ウ 本部の活動

本部委員は、別表2の活動内容を踏まえ長淵地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。また、青梅市災害対策本部および地区対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部

ア 自治会本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合には、各連合自治会館等内に「連合自治会本部」を設置する。本部を設置した場合には、長淵地区自主対策本部(長淵市民センター)へその旨を連絡する。

※耐震化非該当

連合自治会館等	住所	Tel	連合自治会館等	住所	Tel
駒木町会館	駒木町 1-2-1		下長淵第2,第4自治会館	長淵 2-578	
かんぼの宿	駒木町 3-668-2	23-1171	※友田町自治会館	友田町 4-206	23-2123
上長淵自治会館	長淵 7-311	24-4608	プラザ5第3駐車場	千ヶ瀬町 3-414 先	

イ 連合自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、防災士、交通安全協会第二支部指導員その他必要とする者をもって構成する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、長淵地区自主防災本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、長淵地区自主防災本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

(1) 一時集合場所（いっときしゅうごうばしょ）

市指定の避難場所に避難するまでに、地域の一時集合場所にまずは避難し、集団で避難場所に向かう事もひとつの避難方法であるため、長淵地区では、次のとおり一時集合場所を指定する ★一時集合場所には、基本的に役員等は配置しません。

*次の場所以外に、隣近所の方々に一時集合場所を決めておくのもひとつの避難方法である。

一時集合場所一覧

*については、自治会本部を設置する。

施設名	住所	施設名	住所
*駒木町会館	駒木町 1-2-1	友田駐在所西側駐車場	友田町第2自治会
(1)かんぼの宿	駒木町 3-686-2	ロイヤルステージマンション前	友田町第3自治会
駒木町1丁目運動広場	駒木町 1-9-1	友田町自治会館前広場	友田町第4自治会
駒木町1丁目児童遊園	駒木町 1-844-1	友田町市営住宅公園	友田町第5自治会
駒木町2丁目児童公園	駒木町 2-446	友田町5丁目児童遊園	友田町第6自治会
*上長淵自治会館	長淵 7-311	八雲神社境内	友田町第7自治会
長淵8丁目運動広場	長淵 8-127-1	千ヶ瀬会館	千ヶ瀬町 3-389
下長淵自治会館	長淵 3-203	4丁目セブンイレブン	千ヶ瀬町 4-378-8
*下長淵2・4自治会館	長淵 2-517	6丁目セブンイレブン	千ヶ瀬町 6-805
鳶巣川公園	長淵 2-724-8	南平緑地	千ヶ瀬町 3-510
長淵3丁目運動広場	長淵 3-285-3	(2)プラザ5第3駐車場	千ヶ瀬町3丁目
恵明学園下	友田町第1自治会	千ヶ瀬児童遊園	千ヶ瀬町5丁目

★段階避難（一時集合場所→避難場所→避難所）か、あるいは直接避難所へ行くかは、その時の状況で判断する必要があり、必ずしも一時集合場所に避難するとは限らないという事を承知しておく必要がある。

(1)かんばんの宿については、H23.3.7に青梅市と屋内外の避難場所、浴場の入浴、非常食の提供等について協定を締結している。

(2)プラザ5第3駐車場については、H26.11.20に青梅市と協定を締結し、地域の方の避難場所、および食料等の支援も行うとしており、また、被災および避難状況などを考慮した結果、市における避難場所あるいは避難所となる場合もあるとも締結しています。

(2) 避難所等の開設場所 **★避難所の運営は、地域の方々を中心に運営する。**

震災時の避難所および避難場所は、青梅市地域防災計画で定められているが、長淵地区市指定場所は、次のとおりである。なお風水害時においては、使用範囲が制限されている。

避難場所等	所 在	電話番号	震災時	風水害時
駒木町運動広場	駒木町 3-591-1	—	避難場所	
市立第二小学校	長淵 4-437	22-7264	避難所	上階を使用（氾濫区域）
長淵市民センター	長淵 6-492-1	22-3249	避難場所	警報発令時避難受入れ
市立友田小学校	友田町 5-332	24-2117	避難所	上階を使用（氾濫区域）
市立第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	22-7284	避難所	氾濫区域外 避難所
第2こどもクラブ	長淵 4-437	23-3616	二次避難所	
千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町 2-262-13	24-9966	二次避難所	
カントリービル青梅	長淵 1-930-3	21-5531	福祉避難所	長淵地区防災委員会指定

※避難所

大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など32か所が指定されている。

※避難場所

地震などによる火災が拡大して危険になったときに避難する場所をいう。避難所の開設があった場合には、そこに移動する。

★長淵市民センターについては、震災時は避難場所となっているが、避難者の受け入れをした場合は、そのまま避難所となる事もある。

※二次避難所

避難所に避難した方で、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象にした方々が二次的に避難する場所である。

長淵の2ヶ所は、いずれも妊産婦、乳幼児等を対象としています。

なお、カントリービル青梅については、長淵防災対策委員会が指定した独自の施設であり、高齢者に対する二次避難所である。

(3) 避難所の運営

避難所の管理運営主体の為の組織（仮称避難所運営委員会）を設け、自主的な避難所運営する。

避難所の運営においては、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

★仮称避難所運営委員会の構成メンバー

市職員・施設代表者・自治会、自主防災組織等住民団体・ボランティアの代表者他

第4部 風水害等応急対策計画

長淵地区には、多摩川、清見川、鳶巣川および大荷田川があるが、特に多摩川における友田町1丁目の一部が、多摩川浸水想定地域に該当しており、**なお、近年多発する浸水被害等に対処するため、水防法等の一部を改正する法律改正に伴い多摩川浸水想定区域が見直され、友田町1丁目の一部に加え、大柳町・千ヶ瀬町6丁目・長淵1・3丁目のそれぞれ一部について浸水想定区域が追加指定されました。**

国土交通省ハザードマップ（想定最大規模降雨による洪水浸水区域データ）参照

調布橋の観測所の水位が下表に達した場合は、市より避難情報を発令されるので、適切な行動を行う。なお、多摩川以外においても平素より注視しておく必要がある。

調布橋観測所水位計

	基準地点での水位	市からの発令
氾濫危険水位	0.60m	避難勧告
氾濫判断水位	0.10m	避難準備情報
氾濫注意水位	-0.30m	
通常水位	-2.38m	

多摩川浸水想定区域

国土交通省において、2日間総雨量が**457mm**に到達し、多摩川が氾濫した場合のシミュレーションにより指定されるもの。

1 応急活動体制

(1) 長淵地区防災対策委員会の活動体制

ア 本部の設置

次の場合に、長淵市民センター内に「長淵地区防災対策本部」を設置する。

- (ア) 台風が接近して長淵地区において大きな被害が発生することが予想され場合
 - (イ) 青梅市に「**土砂災害警戒情報**」が発表され長淵地区で被害が発生することが予想され場合
 - (エ) 多摩川の調布橋水位計が危険水位に達し青梅市から「避難情報」が発令された場合
 - (オ) その他、長淵地区防災対策委員会会長が必要と判断した場合
- なお、本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

支会長他連合自治会長、消防団第二分団正副分団長、まとい会支部長、交通安全協会第二支部長、民生児童委員代表者、防災士、長淵市民センター職員

ウ 本部の活動

本部は、長淵地区内の被害状況の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。また、青梅市災害対策本部（市役所）および青梅市長淵地区対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

エ 本部設置の廃止

風水害による際涯発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(2) 自治会本部の活動

ア 自治会本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は連自治会館等に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、長淵地区防災対策委員会本部（長淵市民センター）へその旨を連絡する。

イ 自治会本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

正副自治会長、自治会役員、まとい会会員、交通安全協会第二支部指導員、その他必要な者をもって組織する。

ウ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、長淵地区防災対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部へ要請を行う。

エ 自治会本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合。

本部を廃止した場合には、長淵地区防災対策本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

(1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合、市長は「避難勧告」または「避難指示」を発令する。

また、「自らの身を守る」ため、早めに避難することが重要である。

ア 避難準備情報

避難勧告や避難指示の発令が予想される場合に、避難のための準備を呼びかけるための情報で、災害時要援護者は避難を開始し、要援護者の家族や近隣の支援者は避難のための行動を始める。

イ 避難勧告

災害対策基本法にもとづき、住民に避難を促すために発令される。

ウ 避難指示

災害対策基本法にもとづき、被害の危険が切迫したときに発令される。

(2) 避難基準

大雨警報が発表され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、24時間降水量が240ミリを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

(3) 避難所（避難場所）の開設場所

避難準備情報発令時前等に自主的な避難をされた方々の受入れのために「自主避難者受入所」を長淵市民センターに開設する。その場合各自治会に周知する。

なお、風水害時の避難所（避難場所）は、地元連合自治会館等を積極的に開放する。

※ 連合自治会館設置場所

(土砂災害指定 K急傾斜地 D土石流)

連合自治会館名	所 在	構 造	土砂災害指定
駒木町自治会館	駒木町 1-2	鉄筋コンクリート造 2 階建	指定なし
上長淵自治会館	長淵 7-311	鉄筋コンクリート造 2 階建	指定なし
下長淵自治会館	長淵 3-203	鉄筋コンクリート造 2 階建	指定なし
下長淵第 2・第 4 自治会館	長淵 2-578	鉄骨造 2 階建	Dのみ該当
友田町自治会館	友田町 4-206	鉄筋コンクリート造平屋建	Dのみ該当
千ヶ瀬会館	千ヶ瀬町 3-389	鉄筋プレハブ造 2 階建	指定なし

下長淵第2,第4自治会館、友田町自治会館については、土砂災害指定区域の為、状況により使用を控える場合もある。

長淵地区の市指定避難所等は以下のおとりである。

避難場所等	所 在	電話番号	震災時	風水害時
駒木町運動広場	駒木町 3-591-1	—	避難場所	
市立第二小学校	長淵 4-437	22-7264	避難所	上階を使用(氾濫区域)
長淵市民センター	長淵 6-492-1	22-3249	避難場所	警報発令時避難受入れ
市立友田小学校	友田町 5-332	24-2117	避難所	上階を使用(氾濫区域)
市立第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	22-7284	避難所	氾濫区域外 避難所
第2 こどもクラブ	長淵 4-437	23-3616	二次避難所	
千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町 2-262-13	24-9966	二次避難所	
カントリービラ青梅	長淵 1-930-3	21-5531	福祉避難所	長淵地区防災委員会指定

※避難所

大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など32か所が指定されている。

※避難場所

大雨による土砂災害などによる避難情報が発せられたときに避難する場所をいう。なお、避難所の開設があった場合には、そこに移動する。

★長淵市民センターについては、震災時は避難場所となっているが、避難者の受け入れをした場合は、そのまま避難所となる事もある。

※二次避難所

避難所に避難した方で、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象にした方々が二次的に避難する場所である。

長淵の2ヶ所は、いずれも妊産婦、乳幼児等を対象としています。

なお、カントリービラ青梅については、長淵防災対策委員会が指定した独自の施設であり、高齢者に対する二次避難所である。

(4) 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。また、避難所の運営は、自治会役員、地元の各種団体等が連携して行う。

第5部 青梅市との災害協定一覧(第二支会管内)

- 1 青梅市と公共団体、消防、民間においては、様々な協定を締結しているが、第二支会管内の関係機関との協定は、以下のとおりである。

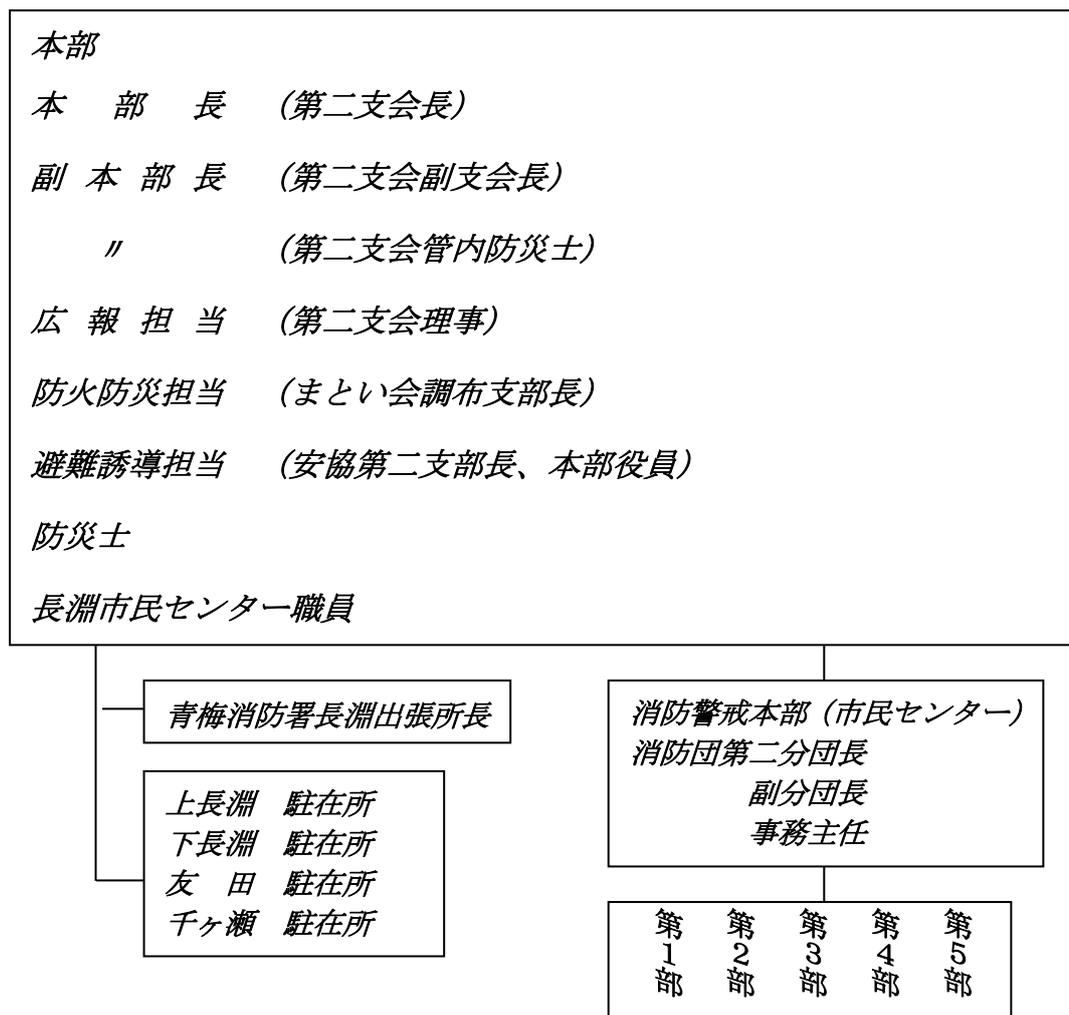
名称	締結年月日	協定先	内容
災害時における食料品及び日用品等の調達に関する協定	平成 18 年 4 月 1 日	(株)オザム、 (株)トラックストアパコー	食料品と日用品等の調達についての協力
災害時における要援護者の避難施設に関する協定	平成 18 年 4 月 12 日	青梅市老人福祉施設長会	災害時における要援護高齢者の避難施設として市内の介護老人福祉施設及び養護老人ホームの利用協力
災害時における協力に関する協定	平成 23 年 3 月 7 日	かんぼの宿 青梅	避難場所、入浴、非常食の提供
災害時応急対策等の協力に関する協定	平成 25 年 3 月 29 日	西東京農業協同組合	物資調達・農地活用
災害時における要援護障害者の避難施設に関する協定	平成 25 年 3 月 29 日	(社福) それいゆ (社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 (社福) 南風会 (社福) 友愛学園	災害時における要援護障害者の避難施設として利用協力。
災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成 26 年 11 月 20 日	プラザ5会	

附則

この計画は、平成29年5月18日から施行する。昭和59年10月20日施行の長淵地区防災計画は廃止とする。

別表・資料

別表1 長淵地区自主防災対策本部役員職務



各連合防災対策組織図（事例）第1部1計画の方針（6）防災組織の役割分担

部署名	部長	副部長
広報部	自治会長	組長
防火防災部	まとい会分会長	会員
救出救護部	環境美化指導員代表	美化推進委員、民生児童委員
避難誘導部	安協班長	交通指導員
給食給水部	各連合自治会代表	会員等
調達部長	連合自治会会計	自治会会計

別表2 長淵地区自主防災対策本部の活動内容

平 常 時		災 害 時	
長淵地区 防災対策 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 規約、防災計画の作成 2 年間活動計画、予算の作成 3 委員会、役員会の開催 4 避難場所、危険箇所の点検 5 総合防災訓練の立案 6 防災資器材等の整備 	本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 災害情報の収集及び住民への伝達 3 地区の被害状況の把握及び報告 4 各部に対する指示 5 市等への各種要請 6 資器材、応急食糧等の調達
	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災意識の啓発パンフレット等の配布 2 座談会、講演会、映画会等の開催 3 防災訓練実施の広報 	広報部	<ul style="list-style-type: none"> 1 出火防止、混乱回避等の広報活動 2 住民の安否の確認 3 被害状況の収集、本部への報告 4 避難指示等重要情報の市民広報
	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域の消火訓練の立案 2 消防署、消防団の行う 消火訓練への協力 3 消火器材の操作の習熟 	防火防 災部	<ul style="list-style-type: none"> 1 初期消火活動 2 消防署、消防団が行う消火活動への協力 3 消火活動等への住民協力呼びかけ 4 負傷者の救出、救護活動への協力
	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難ルートの研究、安全点検 2 一次避難所の安全点検 3 防災訓練等の訓練立案 4 避難用具の整備 	避難係 導部	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難ルートの安全確認、ルートの確定 2 避難開始のタイミングの決定 3 高齢者等への配慮 4 警察署が行う交通対策への協力

資料 長淵地区防災対策委員会規約第5条

長淵地区防災対策委員会委員

区	分	委員数
青梅市自治会連合会第二支会自治会長		25人
青梅市まとい会調布支部正・副支部長		7人
青梅交通安全協会第二支部班長以上		10人
青梅消防署長淵出張所長		1人
青梅市消防団第二分団部長以上		7人
西東京農業協同組合調布支店長		1人
医療機関代表		1人
建設業界代表		1人
食糧販売組合代表		1人
長淵地区環境美化委員会正・副会長、会計		3人
長淵地区駐在所員		4人
長淵地区小・中学校長		3人
青梅女性防火防災の会第二支部正・副支部長		3人
第二支会管内民生・児童委員		18人
第二支会管内防災士		3人
計		89人

資料 長淵地区防災対策委員会規約第7条

長淵地区防災対策委員会役員

役 職	人 数	団 体 等 の 役 職
会 長	1 人	自治会連合会第二支会長
副 会 長	5 人	自治会連合会第二支会副支会長
		〃
		青梅市まとい会調布支部長
		青梅交通安全協会第二支部長
		青梅市消防団第二分団長
会 計	1 人	自治会連合会第二支会会計
会 計 監 事	2 人	自治会連合会第二支会理事
		西東京農業協同組合調布支店長
理 事	1 5 人	青梅消防署長淵出張所長
		青梅市消防団第二分団副分団長
		医療機関代表
		建設業界代表
		食糧販売組合代表
		長淵地区環境美化委員会会長
		青梅女性防火防災の会第二支部長
		第二支会管内民生・児童委員各連合地区代表
		第二支会管内防災士
計	2 4 人	